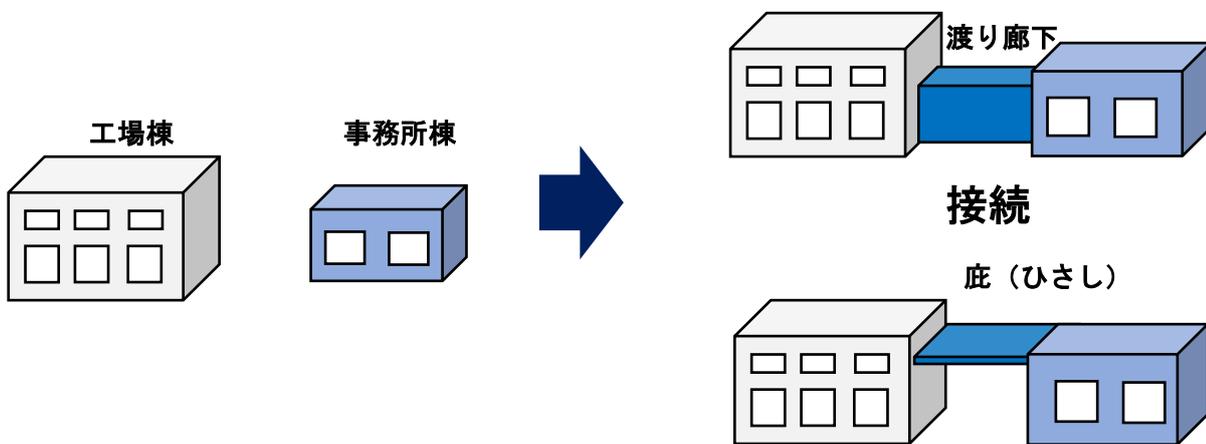


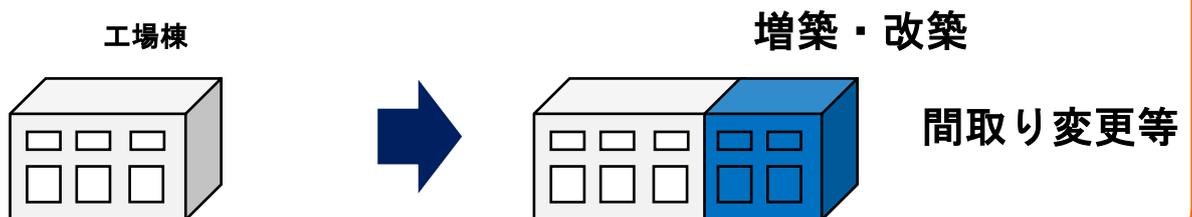
# 知らない間に消防法違反に

※こんな時には、必ず消防署へ事前相談してください！！

## 例 1 : 建物と建物を接続する場合



## 例 2 : 建物を増築または改築する場合



## 例 3 : 新たな店舗が入居し、用途変更する場合



上記の例のように、建物を接続、増改築、用途変更等を行うと、新たに消防用設備の設置や防火管理者の選任が必要となる場合がありますので、事前に消防本部予防課へご相談ください。

違反対象物公表制度により建物名称、所在地、違反内容を消防本部ホームページ等に掲載する場合があります。建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるような情報を公開します。また、消防法に基づく使用停止命令や告発による罰則を受ける場合があります。

※消防職員による立入検査（査察）にご理解とご協力をお願いいたします